

令和6年度 第5回教育本部理事会

令和6年（2024年）7月11日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
536 公認スノーボードバッジテスト規程 （定 義） 第1条 公認スノーボードバッジテスト（以下「バッジテスト」という。）は、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。 （バッジテストの種類および実施要領） 第2条 バッジテストの種類は、次のとおりとする。 （1）プライズテスト （2）級別テスト （指導活動の禁止） 第3条 バッジテストは技能テストであり、指導者資格とは異なるので、バッジテスト取得者はスノーボードの指導活動を行うことができない。 （テストの成立） 第4条 バッジテストの成立は、各テストで定められた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しなかった場合は、中止又は延期する。 I プライズテスト （趣旨） 第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト（以下「プライズテスト」という。）について、必要な事項を定める。 （実施） 第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認スキー学校に委託することができる。 3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。 4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。 （公示） 第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。 （検定員） 第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された公認スノーボード検定員資格を有する検定員3名以上で行う。 2 主任検定員は、公認スノーボードA級検定員でなければならない。	536 公認スノーボードバッジテスト規程 （定 義） 第1条 公認スノーボードバッジテスト（以下「バッジテスト」という。）は、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。 （バッジテストの種類） 第2条 バッジテストの種類は、次のとおりとする。 （1）プライズテスト （2）級別テスト <u>（3）オンラインバッジテスト</u> <u>2 前項（3）については、別に定める。</u> （指導活動の禁止） 第3条 バッジテストは技能テストであり、指導者資格とは異なるので、バッジテスト取得者はスノーボードの指導活動を行うことができない。 （テストの成立） 第4条 バッジテストの成立は、各テストで定められた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しなかった場合は、中止又は延期する。 I プライズテスト （趣旨） 第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト（以下「プライズテスト」という。）について、必要な事項を定める。 （実施） 第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認スキー学校に委託することができる。 3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。 4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。 （公示） 第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。 （検定員） 第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、<u>有効な公認スノーボード検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。</u> 2 主任検定員は、<u>テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。</u>	（3）を追加 内規については2項とした 文言変更 2項は責務

(会 期) 第 9 条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ 1 日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。 2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。 (テスト基準及び実施要領) 第 10 条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。 (受検資格) 第 11 条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) プライズテストは年齢制限を設けない。 (2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。 (3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スノーボード級別テスト 1 級を取得していること。 (4) クラウンプライズテストを受検する者は、スノーボードテクニカルプライズを取得していること。 (5) 各プライズの事前講習 2 単位・4 時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。 (6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。 (受検手続) 第 12 条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。 2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しないこととする。 (合格者の手続) 第 13 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。 (結果の報告) 第 14 条 テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入し、5 月末日までに本連盟に報告しなければならない。 II 級別テスト (趣旨) 第 15 条 級別テストについて、必要な事項を定める。 (実施) 第 16 条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12 月 15 日までに加盟団体長の承認を得る。また、12 月 15 日までに申請が間に合わなかった場合は、2 月 15 日までに加盟団体長の承認を得る。 3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。	<u>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。</u> (会 期) 第 9 条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ 1 日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。 2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。 (テスト基準及び実施要領) 第 10 条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。 (受検資格) 第 11 条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) プライズテストは年齢制限を設けない。 (2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。 (3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スノーボード級別テスト 1 級を取得していること。 (4) クラウンプライズテストを受検する者は、スノーボードテクニカルプライズを取得していること。 (5) 各プライズの事前講習 2 単位・4 時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。 (6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。 (受検手続) 第 12 条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。 2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しない。 (合格者の手続) 第 13 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。 (結果の報告) 第 14 条 テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入し、5 月 <u>31 日 (土日祝日の場合は前営業日)</u> までに本連盟に報告しなければならない。 II 級別テスト (趣旨) 第 15 条 級別テストについて、必要な事項を定める。 (実施) 第 16 条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12 月 15 日 <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u> までに加盟団体長の承認を得る。また、12 月 15 日までに申請が間に合わなかった場合は、2 月 15 日 <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u> までに加盟団体長の承認を得る。 3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主	3 項は資格要件と人員 文言整理
---	---	--------------------------------

(公示) 第 17 条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。 (検定員) 第 18 条 級別テストの<u>検定員は、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された公認スノーボード検定員資格を有する検定員がこれにあたる。</u> 2 主任検定員は、<u>公認スノーボード A 級検定員又は B 級検定員でなければならない。</u> (テスト基準及び実施要領) 第 19 条 級別テストは、スノーボードの実技について行い、1 級から 5 級までの 5 段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格) 第 20 条 級別テスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。 (2) 1 級受検者は、級別テスト 2 級取得者でなければならない。 (3) 2 級、3 級、4 級、5 級の受検については、受検者は希望する級を受検することができる。 (4) 1 級受検者は、事前講習 1 単位・2 時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。 (5) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。 (受検手続) 第 21 条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。 (合格者の手続) 第 22 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。 2 級別テスト 1 級合格者で本連盟に未登録の者は、当該年度の本連盟暫定登録をしなければならない。 (結果の報告) 第 23 条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入し、5 月末日までに本連盟に報告しなければならない。 (規程の改廃) 第 24 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成 11 年 6 月 7 日 制定 平成 11 年 10 月 18 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 14 年 11 月 5 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正	催主管は日本国外での実施も可能とする。 (公示) 第 17 条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。 (検定員) 第 18 条 級別テストは、<u>本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スノーボード検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。</u> 2 主任検定員は、<u>テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。</u> <u>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。</u> (テスト基準及び実施要領) 第 19 条 級別テストは、スノーボードの実技について行い、1 級から 5 級までの 5 段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格) 第 20 条 級別テスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。<u>ただし、1 級受検者は、級別テスト 2 級取得者でなければならない。</u> <u>(2) 1 級受検者は、事前講習 1 単位・2 時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。</u> <u>(3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。</u> (受検手続) 第 21 条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。 (合格者の手続) 第 22 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。 2 級別テスト 1 級合格者で本連盟に未登録の者は、当該年度の本連盟暫定登録をしなければならない。 (結果の報告) 第 23 条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入し、5 月 31 日 <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u>までに本連盟に報告しなければならない。 (規程の改廃) 第 24 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成 11 年 6 月 7 日 制定 平成 11 年 10 月 18 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 14 年 11 月 5 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 8 月 22 日 改正	文言整理 2 項は責務 3 項は資格要件と人員 文言整理
---	--	--

平成 29 年 7 月 15 日	改正	令和 3 年 9 月 27 日	改正
平成 29 年 8 月 22 日	改正	令和 4 年 9 月 26 日	改正
令和 3 年 9 月 27 日	改正	令和 5 年 4 月 20 日	改正
令和 4 年 9 月 26 日	改正	令和 5 年 9 月 14 日	改正
令和 5 年 4 月 20 日	改正	<u>令和 6 年 7 月 11 日</u>	<u>改正</u>
令和 5 年 9 月 14 日	改正		